

(参考) 「総合経済対策」の実施状況

(昭和59年2月10日現在) 経済企画庁

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>1. 内需拡大による景気振興</p> <p>(1) 公共投資等の推進</p> <p>公共投資等については、災害復旧工事の速やかな実施、一般公共事業についての国庫債務負担行為の活用、住宅金融公庫、日本道路公団等の貸付枠等の追加に加え、地方単独事業についても追加を見込むことにより、総額1兆8,800億円程度を目途として事業規模の拡大に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧工事 — 現在までに、予備費274億円を使用 さらに、災害復旧等事業費国費4,442億円の追加を繰り込んだ補正予算を提出(2/8) (事業費約6,300億円) ○一般公共事業(債務負担) — 一般公共事業に係る国庫債務負担行為総額3,091億円の追加を繰り込んだ補正予算を提出(2/8) (事業費約4,500億円) ○災害復旧工事及び一般公共事業については、事業費の追加機速やかな事業着手を図ることとしている。 ○住宅金融公庫 — 弾力条項の発動により財政投融资500億円を追加(11/30) (事業規模約2,000億円)

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(2) 所得税及び住民税の減税</p> <p>税制調査会の「所得税・住民税部会報告」に沿って、適切な財源を確保しつつ、所得税、住民税をあわせて総額1兆2,100億円(平年度1兆円)の減税を実施する。</p>	<p>○日本道路公団等 — 弾力条項の発動により財政投融資354億円を追加(11/30) (事業費約1,500億円)</p> <p>○地方単独事業 — 都道府県の補正予算における追加計上等から勘案して全体として約4,500億円が追加して実施される見込み</p> <p>○所得税については、既に昭和58年分として1,500億円の減税を実施(「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」が成立(11/28))したが、さらに昭和59年度において8,700億円(平年度7,650億円)の減税を実施するための改正法案を今特別国会(第101回)に提出する予定</p> <p>○住民税については、昭和59年度において、昭和58年分の所得税減税に相応する措置としての減税(「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」が成立(11/28))を含め、3,100億円(平年度3,100億円)の減税を実施するための改正法案を今特別国会(第101回)に提出する予定</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(3) 公共的事業分野への民間活力の導入の促進等</p> <p>① 都市再開発、住宅建設等に資するため、公務員宿舍用地、国鉄用地等国有地等の有効活用を一層推進する。このため、政府に、内閣総理大臣を本部長とする関係省庁からなる国有地等有効活用推進本部を設ける。</p> <p>② 都市再開発の推進を図るため、次の措置を講ずる。</p> <p>(イ) 民間活力による都市再開発の促進を図る観点から、大都市中心部の高度利用を図るべき地区について、都市環境の維持改善に配慮しつつ、地域地区の見直し等の推進を図るとともに、特定街区制度及び市街地住宅総合設計制度の活用等事業内容に即した個別的な規制緩和を行う。</p> <p>(ロ) 都市再開発法に基づく市街地再開発事業の施行要件の見直し等民間活用の見地からの都市再開発事業制度の拡充・強化を図る。また、地方都市の活性化を図るための都市再開発事業について、実施方策の検討を行う。</p> <p>(ハ) 都市空間の立体的有効活用を図るため、現行制度を活用するほか、更に、空中権制度について検討を進める。</p>	<p>○内閣に国有地等有効活用推進本部を設置し(10/21)、第2回推進本部(2/3)において、(i)民間活力の導入による国有地等の有効活用の推進についての申合せ、(ii)民間活力の導入の検討対象となる財産の報告</p> <p>○東京都の環状7号線内の第一種住居専用地域について、第二種住居専用地域への適切な見直しを行うため、東京都において実態調査中</p> <p>○特定街区の一層の活用を図るための適用要件の見直し等について委員会において検討中(建設省)</p> <p>○市街地住宅総合設計制度の活用について指導(58年2月に本制度を創設して以来、12/31現在実績22件)(建設省)</p> <p>○59年度予算、税制改正において、民間による優良な再開発に対する補助、融資、税制上の特例措置を行う制度を創設</p> <p>○アメリカにおける空中権制度の実態等を把握するため、空中権調査団を派遣(建設省、国土庁)</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(二) 都市再開発事業等への重点的公共投資を行うとともに、都市再開発事業への資金供給の円滑化を図る。</p> <p>③ 住宅・宅地供給の促進を図るため、次の措置を講ずる。</p> <p>(イ) 宅地開発の推進を図る観点から、実態に即した適切な線引きの見直し及び開発許可の的確な運用を推進する。</p> <p>(ロ) 宅地開発及び住宅建設の促進を図るため、宅地開発等指導要綱につき、行き過ぎの是正指導の徹底を図る。また、住宅・宅地開発に関連する公共公益施設の整備の促進に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 59年度予算において、市街地再開発事業等について、対前年度比一般会計30%増、道路整備特別会計9%増 ○ 59年度より日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の都市再開発関係の金利の引下げ(基準金利8.2%→7.8%) ○ 線引きの見直しについては、既に10県でおおむね法定手続を了し、今年度中には15道府県、59年度中には残りの府県において法定手続を開始予定 ○ 開発許可担当主管課長会議等において、市街化調整区域における開発許可の規模要件引下げに係る政令改正の趣旨の徹底等を実施し、既に8道県で規則を制定(建設省) ○ 開発許可担当主管課長会議、全国建築行政連絡会議等において、8/2付け事務次官通達「宅地開発等指導要綱に関する措置方針」の趣旨の徹底を行うとともに、行き過ぎた内容の指導要綱の積極的見直しを要請(建設省) ○ 11/10付け官房長通達により、宅地開発等指導要綱による行政運営の一層の適正化について要請(自治省) ○ 12/3付けで都道府県担当部局等に対し、重ねて宅地開発等指導要綱の見直しを要請(建設省) ○ 59年度予算において、住宅宅地関連公共施設整備促進事業について、対象団地規模要件の緩和

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(ハ) 宅地供給の円滑化に資するため、土地区画整理事業の推進を図るとともに、借地方式及び信託方式の活用等を図る。</p> <p>④ 公共的事業について、民間が主体的に事業を行うシステムの開発等について推進を図るとともに、官民協力により再開発その他の公共的事業の効率的な推進に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地区画整理事業への民間活力の導入を一層推進する具体的方策について委員会において検討中（建設省） ○ 59年度予算において、土地区画整理組合に対する貸付金利の引下げ 住宅金融公庫（8.05%→7.45%）日本開発銀行（8.2%→7.6%） ○ 借地方式の活用策について、調査委員会において検討中（建設省） ○ 借地制度等のあり方について、調査委員会において検討中（国土庁） ○ 民間調査機関に委託して調査・検討中（経済企画庁、通商産業省） ○ 各種開発プロジェクトにおける民間活力の活用について委託調査を実施中（国土庁） ○ 民間活力活用の推進方策に関する調査費を計上（59年度予算）し、検討予定（建設省） ○ 建設大臣の私的訪問機関として「ロードスペース懇談会」を設け、高度情報社会に対応した道路の有効利用を検討中

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>⑤ 民間活力の活用により、ニューメディアの振興等を図るため、制度の見直し等についての的確な対応を行うとともに、地域ニーズに即応する通信・情報システムの開発整備を進めるほか、先端技術産業の発展基盤の整備を図るため、開発資金の供給の円滑化を図りつつ、民間資金の活用を推進する。</p> <p>⑥ テクノポリス構想の推進を図るため、高度技術を有する企業のテクノポリス地域への立地の促進、同地域への関連公共事業の重点的投資等を行い、地方の開発を促進する。</p>	<p>○ニューメディアを活用した地域ニーズに即応する情報システムの開発・整備を図るためのニューメディア・コミュニティ構想の推進（通商産業省）</p> <p>○郵政大臣の私的懇談会として「未来型コミュニケーションモデル都市構想（テレトピア）懇談会」を開催し、テレトピア指定基準を検討中（郵政省）</p> <p>○59年度より日本開発銀行及び北海道東北開発公庫にニューメディア関係の融資制度を創設（基準金利8.2%）</p> <p>○「行政改革に関する当面の実施方針について（閣議決定）」（1/25）等を踏まえ、電気通信事業全体への民間活力の導入について、今特別国会（第101回）に所要の法律案を提出する予定</p> <p>○高度技術工業集積地域開発促進法に基づき、14地域（15道県）から開発計画が提出され、その内容につき審査・検討を行ってきたところ 今後は、これまでの検討結果を踏まえ、適切な計画を順次承認する予定</p>

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>⑦ 地域の中小企業の活性化を図るという観点から、ベンチャービジネスの振興、地域中小企業の技術力の強化を図るとともに、地域社会に調和した新しい商店街作りの推進を図る。</p> <p>(4) 民間投資の促進</p> <p>① 民間設備投資については、エネルギー関連投資等を中心に引き続き推進するものとし、日本開発銀行の貸付枠の追加を行う。</p>	<p>○ 中小企業庁長官の私的諮問機関として「ベンチャービジネス研究会」を設置し、ベンチャービジネス振興のための総合的な施策について検討中</p> <p>○ 59年度予算において、技術改善費補助金に研究開発型企業枠を創設する等ベンチャービジネスの育成及び振興のための対策を拡充</p> <p>○ 地域中小企業の技術開発力の強化を図るため、産学官連携の下に研究開発に取り組む地域フロンティア技術開発事業を59年度予算で拡充</p> <p>○ 59年度予算において、新しい商店街作りを推進するため、モデル事業の創設、広域的な商業計画の策定体制の整備、商店街再開発手法の調査研究等を予定</p> <p>○ 日本開発銀行の昭和58年度貸付枠を300億円追加(10/28)</p>

決 定 事 項

実 施 状 況

② 電力業の設備投資につき、繰上げ発注等を更に追加（1,100億円程度を目途）するとともに、設備の効率化、供給信頼度の向上等のための投資（稼働費を含む。）の増加（5,100億円程度を目途）に努力するよう指導する（合計6,200億円程度）。

○ 通商産業省から電力業界に対して要請。電力業界においては、1,145億円の繰上げ発注等の追加、5,080億円の設備の効率化、供給信頼度の向上等のための投資（稼働費を含む）の増加を計画し、逐次実施中（合計6,225億円）

(5) 中小企業対策の推進

① 政府系中小企業金融機関については、長期金利の動向を踏まえ、貸付金利の引下げを図るとともに、下期の貸付資金枠の十分な確保、貸出手続の迅速化等に努めることにより中小企業に対する円滑な金融を確保する。

○ 政府系中小企業金融三機関の貸付金利の引下げ（10/28）
 中小企業金融公庫、国民金融公庫の基準金利 8.2%→8.1%
 商工組合中央金庫の標準金利（1～3年、組合貸） 8.4%→8.2%
 ○ 政府系中小企業金融三機関の58年度下期の貸付資金枠 3兆2,674億円（前年同期実績比約20%増）
 ○ 政府系中小企業金融三機関に対し、貸出手続の迅速化等を要請（11/18 銀行局長・中小企業庁長官通達）

② 中小企業金融公庫及び国民金融公庫の省エネルギー貸付について対象設備の拡大を行う。

○ 10/27 に省エネ型フォークリフト、省エネ型ベニヤ・ドライヤー等26設備を追加（対象設備を95設備から121設備に拡大）

決 定 事 項

実 施 状 況

③ ベンチャービジネスの育成を図るため、中小企業投資育成株式会社の投資基準を緩和する。

④ 昭和58年度中小企業向け官公需契約目標の確実な達成に努めるとともに、公共事業における中小建設業者の受注機会の増大に努める。また、中小建設業者について所要の資金供給の円滑化に配慮する。

⑤ 倒産対策の機動的運用を図るとともに、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等による下請取引の適正化及び下請取引あっせんの強化を推進する。

○ 経営基盤の確立していない初期の段階におけるベンチャービジネスの資金調達を円滑に行うため、中小企業投資育成株式会社の投資基準を緩和（1/18）

○ 中小企業庁長官より各省庁の官公需担当官に対し、58年度目標の確実な達成を要請（10/26）

○ 不況により経営が不安定になっている中小建設業者に対して、中小建設業緊急融資制度を実施（融資額約25億円）

○ 政府系中小企業金融機関の「倒産対策貸付制度」の延長（58.11/1～59.4/30）

○ 倒産防止対策各省協議会幹事会を開催（11/11）

○ 11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請取引の適正化についての普及啓発活動を集中的に実施（通商産業省、公正取引委員会）

○ 親事業者及び親事業者団体に対し、下請取引の適正化を指導（11/15）（通商産業省、公正取引委員会）

○ 全国及び各県下請企業振興協会に対し、下請取引あっせんの強化を指導（10/31）（通商産業省）

○ 59年度予算において、下請中小企業アドバイザー事業を創設するとともに、発注開拓促進事業、大規模プロジェクト推進事業を拡充

○ 59年度予算において、倒産防止特別相談室を増設（196ヶ所→201ヶ所）

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(6) 金融政策の機動的運営</p> <p>内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策の機動的運営を図り、金利水準全般の引下げを促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日本銀行は、10/22 から公定歩合の0.5%引下げを実施 (5.5%→5.0%) ○民間金融機関は、10/28 から長期プライムレートの0.2%引下げを実施 (8.4%→8.2%)、また、11/11 から短期プライムレートの0.5%引下げを実施 (6.0%→5.5%)、あわせて、住宅ローン金利の引下げを実施 (固定金利制：11/14 から都・地銀8.22%→8.10%、変動金利制：11/7 から都・地銀8.4%→8.2%) ○民間預貯金金利は1/4 から0.25%引下げ (2年定期預金6.0%→5.75%)、郵便貯金は1/4 から原則として0.25%引下げ (定額郵便貯金 (3年以上) 6.0%→5.75%) ○政府関係金融機関は、長期プライムレートの引下げに伴い、10/28 から基準金利の引下げを実施 ○政府関係金融機関は、2/1 から財投金利の引下げ (7.3%→7.1%) に伴い、特利等の引下げを実施